

大垣西インターチェンジ周辺まちづくり事業調査
業務委託プロポーザル方式実施要領

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務委託の名称

大垣西インターチェンジ周辺まちづくり事業調査業務委託

(2) 業務委託の概要

本業務は、道の駅フェーズ2の整備に相応しい施行地区の検討・設定を行うとともに、良好な都市基盤整備及び土地利用の増進を図る土地区画整理事業の導入に向け、施行地区における実態調査、土地区画整理事業基本計画の作成、地権者意向調査支援、地元組織組成支援、民間事業者ヒアリング・参画調整支援及び事業化検討パートナー選定支援等を行うものである。

(3) 業務委託の仕様等

別紙「大垣西インターチェンジ周辺まちづくり事業調査業務委託仕様書」による

(4) 履行期限

契約締結の日から令和9年8月31日まで

(5) 委託金額の上限額

金 28,450,000 円（消費税および地方消費税を含む）

年度	支払限度額
令和8年度	2,000,000 円
令和9年度	26,450,000 円

2 提案資格に関する事項

参加資格者の認定基準日（以下「基準日」という。）は、プロポーザル提案意向申請書（第1号様式）の提出期限の日とする。ただし、基準日から契約候補者の特定の日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、参加資格を有しないものとして契約候補者とししない。

- (1) 本プロポーザル方式の公告の日までに、大垣市業者選定要綱（平成10年告示第144号）第9条に規定する有資格業者名簿に登載され、かつ、「3. 建設コンサルタント」について登録が認められた者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成11年4月1日制定）の規定による入札

参加資格停止の期間中でない者であること。

- (5) 大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年1月4日制定）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- (6) 地方公共団体発注の同種業務※1のア又は類似業務※2のアのいずれか及び同種業務※1のイについて業務完了又は業務遂行中の実績を有する者であること。
- (7) 配置予定技術者は、次の要件を満たす者を配置できること。

① 配置予定技術者（管理技術者）

- 1) 本件委託を行う法人に所属し、常勤で参加申込日以前1年以上の恒常的な雇用関係があること。
- 2) 地方公共団体発注の同種業務※1のア又は類似業務※2のアについて業務完了又は業務遂行中の実績を有する者であること。
- 3) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有すること。

② 配置予定技術者（照査技術者）

- 1) 本件委託を行う法人に所属し、常勤で参加申込日以前1年以上の恒常的な雇用関係があること。
- 2) 照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。
- 3) 過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日まで）において、地方公共団体発注の同種業務※1のいずれか又は類似業務※2のアについて、業務完了又は業務遂行中の実績を有すること。

③ 配置予定技術者（担当技術者）

- 1) 本件委託を行う法人に所属し、当該企業との間に、常勤で参加申込日以前1年以上の恒常的な雇用関係があること。
 - 2) 過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日まで）において、地方公共団体発注の同種業務※1のいずれか又は類似業務※2について業務完了又は業務遂行中の実績を有する者であること。
 - 3) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地方計画）及び土地区画整理士のいずれか資格を有すること。
- (8) 配置予定技術者には、同種業務※1のアについて業務完了又は業務遂行中の実績を有する者を1人は配置すること。

※1【同種業務】

ア：業務代行方式による土地区画整理事業に関するまちづくり調査業務

イ：道の駅の基本計画策定に関する業務

※2【類似業務】

ア：業務代行方式に限らない土地区画整理事業に関するまちづくり調査業務

3 提案手続に関する事項

(1) 担当部課

担当部署	大垣市都市計画部都市計画課計画グループ(大垣市役所5階)
郵便番号	503-8601
住 所	岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地
電 話	0584-47-8694
メールアドレス	toshikeikakuka@city.ogaki.lg.jp

(2) 提案書の提出者の資格の確認

本プロポーザルに参加する者(以下「提案意向者」という。)は、プロポーザル提案意向申請書(第1号様式)及び次の添付書類を提出すること。提案意向申請書により提案資格の審査を行い、提案意向者全員に対し結果を通知する。

① 提出書類

- 1) プロポーザル提案意向申請書(第1号様式) 1部
- 2) 会社概要(第2号様式) 1部
- 3) 受託実績一覧(第3号様式) 1部

地方公共団体発注の同種業務※1または類似業務※2の実績(業務完了又は業務遂行中)を記入すること。

- 4) 配置予定技術者調書(第4～6号様式) 1部

配置予定技術者が担当した、地方公共団体発注の同種業務※1または類似業務※2の実績(業務完了又は業務遂行中)を記入すること。なお、照査技術者、担当技術者においては過去10年間(平成28年4月1日から令和8年3月31日まで)における実績を記入すること。

② プロポーザル提案意向申出書の提出期間

令和8年7月23日(木)から令和8年8月17日(月)まで(休日を除く。)

午前9時から午後5時まで

※ 持参、郵送(書留郵便に限る)又は電子メールのいずれかにより受け付ける。

ただし、提出期限において書類に不備がある場合、時間までに到着していない場合は受け付けない。

③ 受付場所

「(1) 担当部課」と同じ

④ プロポーザル提案資格確認結果通知書等の送付

事務局において提案資格の有無を確認後、令和8年8月24日(月)にプロポーザル提案資格確認結果通知書(第9号様式)を電子メールにより通知し、併せてプロポーザル関係書類提出要請書(第10号様式)により提案書等の提出について要

請する。

(3) 提案書の提出

① 提出書類

- 1) 提案書（第 7 号様式） 正本 1 部、副本 10 部
- 2) 提案内容を記載した書類（任意様式） 正本 1 部、副本 10 部
正本・副本ともに A4 版片面印刷、左綴(2 穴)ファイリングにより提出すること。
- 3) 上記 2) の電子データ（CD-R） 1 枚
- 4) 参考見積書（任意様式） 1 部
提案する内容に本市の修正がないものとした参考見積書。なお、見積金額は評価しない。

② 提出期限

令和 8 年 9 月 7 日（月）まで（休日を除く。）
午前 9 時から午後 5 時まで

③ 提出場所

3(1)担当部課と同じ。

④ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）のいずれかにより受け付ける。ただし、提出期限において書類に不備がある場合、時間までに到着していない場合は受け付けない。

⑤ 提案書の構成

- 1) 提案書（第 7 号様式）
- 2) 提案資料
提案内容を A4 用紙 20 枚以内（評価テーマに対する提案資料折込み A3 各 1 枚を含む）に整理（片面印刷）し、ページの通し番号を付し、左綴(2 穴)ファイリングして提出すること。なお、提案資料は「4(2)評価基準」の項目に整理し、図示する等して簡潔にまとめること。

⑥ 参考見積書（任意様式）の作成

提案内容を本市が修正しなかった場合の参考見積書を作成すること。なお、参考見積額は評価しない。

⑦ 注意事項

- 1) 提案書（第 7 号様式）の添付書類やプレゼンテーションで使用する資料に、業者名、代表者名（写真）、ロゴマーク、大垣市との契約実績の内容、その他提案者名を識別可能な表示をしないこと。
- 2) 提出する資料については、提案資料およびその補足資料ともに、ヒアリングでのプレゼンテーションの際に必ずその内容すべてに触れて説明すること。また、

資料枚数の多寡によるプレゼンテーションの持ち時間の延長・短縮といった対応は行わないため、過剰な量の参考資料の添付としないようにすること。

- 3) 提出期限後、提案者の都合により提案書の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

評価テーマ

No.	項目	内容
1	様式	任意様式
2	ページ数	各テーマ折込みA3用紙1ページ以内とする。
3	記載内容	テーマ1 大垣西インターチェンジ周辺道の駅等整備基本方針を踏まえ、大垣西インターチェンジ周辺地区のうち一部の地区において、先行的に土地区画整理事業を導入する場合に想定される地権者対応上の課題及びリスクを示すとともに、早期事業化に向けた合意形成の進め方及び支援体制等について提案してください。
		テーマ2 市内企業の参画に配慮しつつ適切な事業化検討を行うため、事業化検討パートナー選定までの課題点を整理したうえで、的確な企業ヒアリング実施手法、事業化検討パートナー応募に向けた企業調整の進め方および市内企業を含めたパートナー構成のあり方等について提案してください。
		テーマ3 様々な利害関係者（地権者、行政、議会、事業関係者等）の理解・納得を得ながら事業を推進するため、想定される利害関係者を設定した上で、事業費削減策および期待される事業効果について提案するとともに、定量的な効果指標及び説明手法を提案してください。

(4) 質問

本プロポーザルの実施要領に関する質問については、次の方法により受け付ける。

① 受付期間

令和8年7月23日（木）から令和8年7月29日（水）午後5時まで

② 質問書（第8号様式）

質問内容は、実施要領等の項番号等を指定し、具体的に質問すること。なお、実施要領等に関する提案については回答しない。

③ 提出方法

事務局（都市計画課）へ電子メールにより提出すること。なお、質問書提出後には、必ず電話により質問書到着の確認をすること。

1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：toshikeikakuka@city.ogaki.lg.jp

件名を「プロポーザルに関する質問（商号又は名称）」とし、質問書を添付して送信すること。

④ 質問に対する回答

令和8年8月4日（火）に市ホームページで公表する。

4 審査

審査は、評価委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、最優秀提案者を決定する。

(1) ヒアリングの予定日時及び場所等

① 予定日時

令和8年9月30日（水）午後13時から

② 予定場所

大垣市役所 3階 会議室 3-6

③ ヒアリング内容

- (1) ヒアリングに参加する提案者は3名以内とする。
- (2) プレゼンテーションは15分以内とする。
- (3) プレゼンテーション後10分間、質疑の時間を設ける。
- (4) プレゼンテーションは提案意向申出書の受付順に行う。
- (5) 提案者が多数となった際は、プレゼンテーション又は質疑の時間短縮、もしくは提案書をもとにした質疑応答のみで評価を行う場合がある。

④ 注意事項

- (1) ヒアリング中は、業者名を明示しないこと。
- (2) 提案書等の提出と同時に提出していない資料等を新たに提出することは認めない。
- (3) プレゼンテーションに使用する機器（パソコン、プロジェクタ、スクリーン）及び説明用資料（データ）は、市で用意する。

(2) 評価基準

評価項目	評価内容		評点	加重	配点
1 理解能力 ※ 提案書 (実施方針)	業務の目的・条件・内容を正確に理解し、重要事項を適切に把握・指摘できる能力を有しているか。		5	×2	10
2 企画能力 ※ 提案書 (評価テーマ)	テーマ1	地域特性を適切に把握し、的確な課題抽出と解決策を提示する分析力・問題解決能力を有しているか。	5	×2	10
		実現可能で説得力のある提案を行う実務経験と専門性を備えているか。	5	×1	5
	テーマ2	地域特性を適切に把握し、的確な課題抽出と解決策を提示する分析力・問題解決能力を有しているか。	5	×2	10
		実現可能で説得力のある提案を行う実務経験と専門性を備えているか。	5	×1	5
	テーマ3	地域特性を適切に把握し、的確な課題抽出と解決策を提示する分析力・問題解決能力を有しているか。	5	×2	10
		実現可能で説得力のある提案を行う実務経験と専門性を備えているか。	5	×1	5
	市の財政負担軽減（補助金の取得策など）が考慮されているか。		5	×2	10
	各テーマ間の整合性が高い提案を行う能力があるか。		5	×1	5
3 業務実施体制構築能力 ※ 提案書 (業務実施体制図)	業務の遂行にあたって高い実効性を備えた体制を構築する能力を有しているか。		5	×2	10
4 業務実施計画能力 ※ 提案書 (業務実施手順)	効率的かつ効果的な業務実施フローを設計・構築できる能力を有しているか。		5	×1	5
	地権者や企業等に対し、適切な時期、対象者及び調整事項を整理し、実現性の高い計画を立案する能力を有しているか。		5	×1	5
5 業務工程管理能力 ※ 提案書 (業務工程表)	現実的かつ確実な業務実施工程を計画・管理する能力を有しているか。		5	×2	10
合 計					100

採点基準表

区分	評価
優れている	5
やや優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1

最低評価基準点 60 点

評価委員 1 名あたりの最低評価基準点。60 点以下となった場合は失格となる。

(3) 評価方法

- ① 評価委員会において、競争性・透明性の確保を十分に配慮しながら、各提案者からの企画提案内容を評価・採点し、審議のうえ選定する。
- ② 評価委員会は、企画提案及びヒアリング時の提案者によるプレゼンテーションをもとに提案内容（企画能力）の評価を行い、事務局がそれを集計する。
- ③ 評価委員ごとの評価点が最低評価基準点未満の場合は、当該提案者は失格とする。
- ④ 提案者の評価点数が同点となった場合は、評価基準表の「2 企画能力」の評価が高い提案者を上位とし、「2 企画能力」の評価も同点の場合は、評価委員長が上位者の提案を決定する。

(4) 要請手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 注意事項

- ・評価委員の採点結果が 60 点未満となった場合は、当該提案者は失格となる。
- ・評価委員会が 1 位とした者が、契約締結までに提案資格を満たさないことを認めたとき、又は契約交渉が不調となったときは、次の順位の者と契約交渉をする場合がある。

5 審査結果

(1) 結果通知書の送付

令和 8 年 10 月下旬（予定）に提案者全員に「結果通知書（第 11 号様式）」を送付する。

(2) 審査結果の公表

(1) 公表内容

最優秀提案者名、提案事業者数を公表する。

(2) 公表方法

大垣市公式ホームページに掲載する。

(3) 非特定理由の説明請求

(1) 請求方法

書面にて説明を求めることができる（任意様式）。

(2) 請求先

「3(1) 担当部署」と同じ

(3) 請求期間

結果通知日の翌日から起算して、1週間以内。

(4) 回答

請求期間の最終日の翌日から起算して2週間以内に書面により行う。

6 失格要件

プロポーザル提案意向申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、又は最優秀提案者としての選定を取り消すものとする。

(1) 提案資格を満たしていないことが判明、又は満たさないこととなったとき。

(2) 提案書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(3) 不正な利益を図る目的で、評価委員会等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

(4) 評価委員の採点結果が最低評価基準点未満となったとき。

(5) その他、評価委員会が不適切と判断したとき。

7 契約の締結

(1) 契約候補者は、市と詳細な協議を実施した後、双方合意の上、契約（仮契約）を締結する。

(2) 契約条項及び仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について提案限度額の範囲内で協議し、確定するものとする。なお、協議にあたっては、地方自治法、地方自治法施行令などの法令及び大垣市が制定した条例、規則の内容に従い協議を行うものとする。

(3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次順位の者から順に繰り上がるものとする。

- ① 「2 提案資格に関する事項」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
- ② 提案資格又は提案内容が無効となったとき
- ③ その他特別な事由により契約が不可能と認められるとき

8 プロポーザル方式のスケジュール

本プロポーザルは原則、次の日程で行うものとする。

No.	日程	項目
1	令和8年 7月23日(木)	募集の公告
2	令和8年 7月23日(木)～7月29日(水)	質問受付
3	令和8年 8月 4日(火)	質問書の回答
4	令和8年 8月17日(月)	提案意向申請書の提出期限
5	令和8年 8月24日(月)	提案資格確認結果の通知
6	令和8年 9月 7日(月)	提案書提出期限
7	令和8年 9月30日(水)	評価委員会
8	令和8年10月下旬(予定)	受託候補者選定結果の通知

9 その他留意事項

- (1) プロポーザル参加意向申出書を提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに、参加辞退届（第12号様式）を提出すること。
- (2) 本プロポーザルに関し、提案者側に生ずる費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) プロポーザルで使用した提出書類は返却しない。
- (4) 提案書の知的所有権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の知的所有権は大垣市に帰属する。
- (5) 提出された提案書及びその他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類については、大垣市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (6) 提案書等提出書類の提出後に記載内容の追加、修正は認めない。
- (7) 本プロポーザル方式は、優れた受託候補者を選定するために実施するものであり、契約締結後は、その受託候補者の提案内容に拘束を受けないものとする。